

全 員 協 議 会 記 録

令 和 7 年 1 0 月 2 9 日 ②

【開催日】 令和7年10月29日（水）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時13分～午前10時39分

【出席議員】

議員	穂本真一	議員	伊場勇
議員	大井淳一郎	議員	大年恒夫
議員	奥良秀	議員	北永千賀
議員	白井健一郎	議員	高松秀樹
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中島好人
議員	中村博行	議員	濱本健吾
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	藤谷圭子	議員	前田浩司
議員	宮本政志	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	脇本直美

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
議事係書記	末岡直樹		

【付議事項】

1 議長の選挙について

午前10時13分 開会

福田勝政座長 ただいまから全員協議会を開催いたします。それでは、議長選挙の方法について、事務局に説明させます。

石田議会事務局長 それでは御説明いたします。議会で行われる選挙につきましては、地方自治法に規定されており、公職選挙法の規定の一部が準用

されます。選挙の方法は、投票と指名推選の二つがあります。まず、投票は投票用紙に適任者を記載し投票箱に投函する方法で、これは単記無記名投票で行うことになっております。議長選挙につきましては、法定得票数が定められており、有効投票総数を議長の定数1で除して得た数の4分の1以上となっております。この法定得票数以上で、最多の票数を得た者が当選人となります。ちなみに、議員全員が投票し、全て有効投票である場合の法定得票数は6票であります。次に、指名推選は、議会の選挙は投票によることが原則ですが、議員全員の意思が一致しているときに、投票ではなく、次に述べる方法で当選人を決定する方法です。その方法とは、特定の議員または臨時議長が被指名人を指名し、会議に諮って当選人を決定するというものです。なお、指名推選で当選人を決定するためには、次の三つの要件を満たす必要があります。一つ、指名推選の方法によることについて、議員全員に異議がないこと。二つ、指名の方法、これは誰が指名するかということですが、指名の方法について、議員全員に異議がないこと。三つ、指名された人が当選人となることについて、議員全員に異議がないことであります。以上で説明を終わります。

福田勝政座長　ただいま、事務局から説明がありましたとおり、議長の選挙は投票と指名推選の方法があります。先週21日の全員協議会で報告のあったとおり、どちらの方法になっても被指名人にはこの場で挨拶を行ってもらうことになっております。したがって、まず推薦していただき、その結果、被指名人が1人であり、かつ全議員に異議がない場合は指名推選の方法で行い、これに異議がある場合、または被指名人が2人以上の場合は投票の方法で行います。それでは、どなたかを推薦していただきたいと思っております。

奥良秀議員　高松議員を推薦したいと思っております。

福田勝政座長　ただいま奥議員から高松議員を推薦するとの発言がありました。

ほかにありませんか。

白井健一郎議員 我がまちのしあわせ配達人、矢田松夫議員を推薦します。

福田勝政座長 ただいま白井議員から、矢田議員を推薦するとの発言がありました。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので、被指名人は2人となりました。したがって、投票の方法により行うこととなりました。それでは、被指名人に御挨拶をしていただきます。挨拶の順番は、推薦のあった順に行います。まず、高松議員、御登壇をお願いいたします。

（高松秀樹議員 登壇）

高松秀樹議員 皆様、おはようございます。高松秀樹でございます。それでは、議長選挙に当たっての所信を述べさせていただきます。市議会には、平成24年3月に制定され、改正を重ねてまいりました議会基本条例がございます。この議会基本条例の精神は、住民福祉の向上と市政発展のために、独任制の市長と合議制の議会がそれぞれの特性を生かして、牽制や協調を重ねながら邁進し、日本国憲法の理念、そして地方自治法に基づき、本市唯一の議事機関として立法、監視、調査など議会の持つ全ての機能を高め、揺るぎない議会制民主主義を確立することでございます。私は、本市議会の最高規範である議会基本条例の精神に基づき、秩序保持権、議事整理権、事務統理権、議会代表権などを適切に行使してまいります。住民全体を代表する機関である議会が、市民の貴重な意見を聞き、調整統合し、住民全体の利益になるように評価することは、議会の本質であり責務であると考えております。そのために、議会カフェ、市議会モニター、市民懇談会などを開催してまいりましたが、手段が目的に成り代わっている部分もございます。今後は、それぞれの目的に沿ったものになるように改善を図っていきたいと考えております。また、市議会は言論の府であり、我々議員は言論を使命としております。言論こ

そ議会の要諦でございます。議会の価値の低下につながらないように、根拠が明確で高い視点と広い視野に基づいた発言を個々の議員に求めていきたいと考えております。先ほど、議会は本市唯一の議事機関と申しましたが、議事機関とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関を指しているものでございます。つまり、議会の大きな役割は、地域の問題について住民に代わって議論し、物事を決定することでございます。さらに、委員会制度を採用している地方議会においては、地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を実質的に審査するのは委員会でございます。委員会での質疑や討議、討論が、思いつきや研究不足、調査不足であったり、感情的であったりしてはならず、調査や研究に基づいた精度の高い自由闊達な議論でしっかりと行政をチェックしていく必要がございます。そのために、正副委員長会議や会派代表者会議を持ち、会派での勉強会、委員会での勉強会などの開催を強く推奨してまいります。最後に、議長は、議会を代表し会議を主催する立場にあるため、議会の機能を十分に発揮できるように努力してまいります。その職務の執行に当たっては、品位、秩序を保持しつつ、現に公正中立であるべきと認識しております。また、議会代表権に基づき、市議会の顔として市議会の存在意義を高めてまいりたいとも思っております。そのため、各会派や個々の議員の御意見、さらには少数意見にも真摯に耳を傾け、議会制民主主義の本旨にのっとり、常に公平公正な立場で丁寧な議会運営に努めてまいりたいと考えております。議員各位の御理解と御賛同を心よりお願い申し上げまして、所信の表明とさせていただきます。

(高松秀樹議員 降壇)

福田勝政座長 次に、矢田議員、御登壇をお願いいたします。

(矢田松夫議員 登壇)

矢田松夫議員 矢田松夫でございます。市議会議長選挙に当たりまして、議場内におられる議員の皆さん方、そして多くの市民の皆さん方へ所信を述べたいと思っております。私たちは、議員活動や議会運営については、議会基本条例にのっとって、全ては市民ファーストで行動することは当たり前前のことであります。これらを踏まえて、議長としての大きな基本点について何点か私自身の姿勢を明らかにしていきたい、このように思っております。その1点目は、この間多くの市民の皆さん方から寄せられた議員定数の問題であります。小手先だけの議員改善をされてきましたけれども、腫れ物に触るなということで、この間議論は一切なく、漫然としてこのたびの選挙戦に臨まれたということでもあります。その結果が投票率に如実に表れたことは事実であります。結果として、市民の関心の希薄さが投票率に直結したと思っております。これから議会改革の1丁目1番地であります議員定数については、市民の関心の高い課題でありまして、避けては通れない時期に来ております。現状でいいのか、削減されるのか、市民にとってのメリット、デメリットはどうかということで、しっかり議会内で議論していきたい、このように思っております。2点目は、議員の責務と議論であります。私たち議員の職場は、この市役所3階であります。その次に、地域でのどぶ板議員としての期待もあります。1か月38万円、1年間で約600万円以上、4年間の任期を努めますと、家が1軒建つぐらいの報酬を頂いております。市民のために活動する責務があります。そのためにしっかりと市政に対してチェックしなければなりません。チェックする過程においては、議論が大事であることは言うまでもありませんが、時にして相手をばり雑言するようなことがあってはなりません。また、議論の過程で、時にしては大の虫を生かすためには小の虫を殺す場合もあります。双方の意見をじっくりと聞きながら、尊重して議会運営に関与していきたい、このように思っております。3点目の議会運営であります。議長として不偏不党の立場を明らかにして、会派に属しません。ローカルの政治舞台には、保守も革新もありません。市民の幸せを願う。これが基本的な大事な1点であります。そのためには、あらゆる団体と公平、平等で対応してい

きます。さらには、新人議員の皆さんには講評し、共に議員力を高めてまいります。以上、選挙戦に当たりまして、私の信条について述べてきました。最後にまとめであります。常に大衆、市民とともに、議員は何をなすべきなのか、大衆、市民が議員に対して何を望んでいるのかをお聞きしながら、市民に寄り添いながら、議長任期を全うしていく決意であります。時間の制約もあり、細部に渡って多くの所信を述べることはできませんが、議場内におられる議員の皆さんに、これまでと違った車窓から山陽小野田市議会を見つめ直し、新たな物語を私と一緒につくっていかうという期待を込めて、御支援をお願いしたいと思っております。以上で、議長選立候補に当たりまして、所信の一端を述べさせていただきました。ありがとうございました。

(矢田松夫議員 降壇)

宮本政志議員 先ほど所信表明された矢田議員にお聞きしたいことがございます。まず1点目、先ほど議員定数について、腫れ物には触るなという話があったのですが、前期、どのような議論の結果、この議員定数に関して腫れ物には触るなということになったのかをお聞きしたい。それから、議員定数そのものがさきの市議会議員選挙の投票率の低さと関連しているというような認識を受けたんですが、その整合性と、議長になられた場合、議員定数について議長権限で何かをされるおつもりかについて、質疑したいと思います。よろしくお願いたします。

白井健一郎議員 議長の立候補者の挨拶に対して、質疑が許されるかどうかを確認してください。

宮本政志議員 白井議員の質疑は、前もってしっかり調べておくべきですね。どこにも「してはなりません」という規定はございません。

白井健一郎議員 許可が必要だと思います。

石田議会事務局長 事務局から御回答させていただきます。今の白井議員の御質問に対してです。本日は行っておりますのは、全員協議会でございます。先ほど言われましたように、議長に立候補するに当たりの所信でございますが、所信に対して議員から確認したい事項があれば答弁をしていただくことも可能だと事務局としては考えております。

福田勝政座長 宮本議員から矢田議員に質疑が出ました。矢田議員、どうぞ。

矢田松夫議員 投票率の低さについて、合併後最低であったということについては、皆さん方御存じのとおりだと思っています。その原因については、私の所信表明の中で述べましたように、やはり議員定数もあり、あるいは新人議員の多さ、あるいは現職議員も含めてのことを私が述べたまでであって、それを一々この場で分析してどうなのかということについては、読み上げた内容でいいんじゃないかと思っています。それから、議員定数については、皆さん方と一緒にメリット、デメリットを議会の中や市民と一緒に考えていこうということを私の所信の中で述べたということでもあります。

宮本政志議員 今、お2人の推薦がございました。私は、深く思案して、公平、中立、並立な立場で議長を決めたいと思っていますので、先ほどの質疑をしたわけです。つまり先ほど所信表明をした内容についてしっかり理解したいという思いで質疑したんですが、理解できるような答弁にはなっていないんです。ですから、先ほどと同じ質疑の内容で、所信表明をされた矢田松夫議員にはぜひもう一度お答えしていただきたい。これを2度目の質疑とさせていただきます。

矢田松夫議員 それでは、先ほどの議長選挙に当たっての私の所信の一端をもう一回ここで報告させていただきます。議会改革の1丁目1番地である議員定数については、市民の関心の高い課題であることで、避けては通

れないという時期に来たんじゃないかと思っております。現状でいいのか、削減されるのか。市民にとってのメリット、デメリットについては。しっかりと議会内や市民の皆さん方と一緒にあって議論していきたいという私の所信を述べたところであります。これについて、何か御不満が、御不満というか意見がありますか。これからしましょうよということを私が述べた。こういうふうにしたいんじゃないかと、皆さん方と一緒にあって議論しましょうよということなんです。それから、議員の投票率については私の所見であります。

宮本政志議員 私が先ほど3点お聞きした質疑の中で、一番大切だから最初にお聞きしたのですが、先ほどの所信表明の中で、議員定数について「腫れ物には触るな」という発言がございました。つまり、前期、議員定数については腫れ物には触るなという前提で、議員定数の議論ができなかったって受け止めたんですよ。そういった事実を私は認識してないので、そういった事実があったのであれば、その辺りを詳しくお聞きしたいから質疑したんです。今の質疑の答弁は得られておりませんので、もう一度矢田松夫議員からお聞き願いたい。

矢田松夫議員 それでは、腫れ物に触るなということで、このことについての私の意見を述べていきたいと思えます。この腫れ物に触るなというのは、議員定数については、非常にシビアな問題であるということで、市民の多くの皆さん方はそのように感じている。私もそのように思ってきたと。しかしながら、議会の中では議論がされていなかったということが、結果として投票率の低さに出たんじゃないか。このように私が述べただけです。

伊場勇委員 矢田議員の所信表明についてです。議員の責務として、市民の意見をチェックするということはありますが、議会の役割とはチェックするのみなのかどうか、そういうお考えなのかお聞きします。

矢田松夫議員 私たちの責務は、市政についてチェックする。これについては当然のことです。まずそれが第一です。その次は、しっかり皆さん方の市民の声を聞いて、市民の幸せを願う政策を出していくと。これが二つ目です。

伊場勇委員 政策を出していくということがありました。その点が先ほどの所信表明はなかったということで、立法機関というところもこの議会の役割であることを御認識いただいているのかどうかお聞きします。

矢田松夫議員 その認識は十分あります。

福田勝政座長 以上で、被指名人の挨拶を終わります。議長選挙には立会人が2人以上必要です。先週21日の全員協議会で報告があったとおり、立会人には、先ほど被指名人を推薦された奥議員、白井議員を指名いたします。最後に、議長選挙については、これを定めた地方自治法において、公職選挙法の立候補の規定は準用されておられませんので、御挨拶をされた議員以外の議員への投票も有効であることを申し添えます。以上で、全員協議会を終わります。

午前10時39分 散会
